

看護師の皆さん安心して派遣で働くために

『令和7年度分 派遣看護師の確定申告』

2025年12月22日

日本派遣看護師協会

目次

- 1 年末調整・確定申告とは？
- 2 派遣社員でも確定申告が必要な場合
- 3 確定申告のスケジュール
- 4 確定申告の流れ
- 5 (参考) 医療費控除のマイナポータル連携について
- 6 (参考) 確定申告漏れに注意が必要な例

1. 年末調整・確定申告とは？

先月（11月）のコラムで、年末調整に関して説明していますので、今回は確定申告を中心に解説していきます。年末調整＋確定申告の対象の方は、11月のコラムも参照してください。確定申告は、しっかり準備すれば、それほど難しいことではありませんので、面倒くさがらないで早目に準備することが大事です。

年末調整とは？

派遣で働く看護師やアルバイト・パートなどの給与所得者は「源泉徴収」というかたちで、毎月の給与やボーナスから所得税が天引きされ、**会社が従業員に代わって申告・納税**をします。しかし、この段階での所得税額は概算のため、どうしても過不足が出てきてしまいます。毎月概算で徴収した所得税額と、算出された正しい所得税額を照らし合わせ、過不足分を従業員に還付または追加徴収する手続きのことを年末調整といいます。

確定申告とは？

確定申告とは、**2025年1月1日から12月31日の1年間の所得を2026年年2月16日（月）から3月16日（月）までの間に税務署に申告**し、所得税の納税額を確定・納めるまでの一連の手続きを指します。源泉徴収や予定納税などが実際に納めなければいけない納税額より多ければ還付を受けられ、課税対象の収入があれば、それに応じた所得税を納税します。派遣で働いて2カ所以上の給与所得がある場合や給与所得以外の所得がある場合は、個人で確定申告をしなければなりません。

2. 派遣社員でも確定申告が必要な場合

派遣社員の場合、基本的には派遣会社が年末調整を行ってくれるので、自分で確定申告をする必要はありません。しかし、以下のケースの場合などは派遣社員でも確定申告が必要になるため注意が必要です。

派遣社員でも確定申告が必要な主なケース

①年末調整時に派遣会社との雇用関係がない

年末調整が行われる12月時点で派遣元と雇用関係がない場合は、年末調整ができません。ご自身で確定申告を行いましょう。また12月時点で雇用契約があったとしても、雇用契約のタイミングによっては年末調整の対象から外れてしまうこともあります。派遣会社ごとに規定があるため、事前に確認しておきましょう。

②複数箇所からの収入が20万円を超える

複数の派遣やアルバイトなどの収入が20万円を超える場合は確定申告の必要があります。尚、配当所得や不動産所得などの収入が20万円を超える場合も同様です。

③医療費控除や住宅ローンがある

医療費控除や最初の年の住宅ローン控除は年末調整で申請できませんので確定申告が必要です。ただし、2年目以降の住宅ローン控除は年末調整で可能です。



派遣元との雇用契約内容は常に確認しておきましょう。また副業をされている方も要注意ですね！

3. 確定申告のスケジュール

確定申告は所得税法により「翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告すること」が定められています。尚、3月15日が土日祝日の場合は次の平日今まで期日が延長されます。したがって、2025年度分の確定申告は下記日程となります。尚、確定申告の計算をした結果、還付金が出る場合は「法定申告期限から5年間」は申告できます。

令和7年度（2025年）分の確定申告期間：**2026年（令和8年）2月16日（月）から2026年3月16日（月）**

確定申告の事前準備

①源泉徴収票

給与所得のあるすべての会社の源泉徴収票を準備しましょう。派遣だけでなく副業やアルバイトで20万円を超える場合も同様に源泉徴収票が必要です。ない場合には勤務先に発行の依頼をしますが、倒産などの事情により源泉徴収票の発行が難しい場合は給与明細などを計算して確定申告書を作り、「源泉徴収票不交付の届出書」という書面を提出してください。

②マイナンバーカードのコピー

マイナンバーカードのコピーだけでなく、マイナンバーカードの番号確認書類と本人確認書類のコピーでもOK。扶養している親族がいれば、そのマイナンバーも必要です。

③控除に関する必要書類

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、医療費の明細書、保険料控除に関する証明書など

④ふるさと納税の資料（ワンストップ特例を使えない場合）

寄附した団体が5か所以上や給与収入が2000万円以上の場合は確定申告をする必要があります。

4. 確定申告の流れ

国税庁HPにページがありますので、詳細を調べる場合は国税庁の公式サイトで確認しましょう。

確定申告の流れ

①確定申告書の作成

国税庁ホームページで公開されている「[確定申告書等作成コーナー](#)」を利用するするのが便利です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

こちらではスマートフォン、タブレット、パソコンなどで作成できます。

尚、確定申告会場ではスマホを利用した確定申告の指導を受けることができますが、申告シーズンは、混雑しますし、整理券が必要となるケースもあります。相談はチャットボットや電話でも可能ですので、うまく活用しましょう。

②確定申告書を税務署に提出する

作成した申告書等は、次のいずれかの方法で送付します。

- (1) e-Taxで申告する
- (2) 税務署に郵送する
- (3) 税務署に持参する

5. (参考) 医療費控除のマイナポータル連携について

1月から12月までの保険診療分に係る医療費情報を、マイナポータル連携を利用して取得・申告書に自動入力ができます。

医療費控除のマイナポータル連携について

毎年2月9日以降、申告する年分の1月から12月までの保険診療分（※）に係る医療費情報を、マイナポータル連携を利用して取得・申告書に自動入力できます！

（※）保険診療分であっても、はり・きゅう等の施術費用や整骨院、接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。

1 マイナポータルで利用者登録
すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします。
スマートフォンにマイナポータルアプリをインストール
利用者登録はこちから
QRコード
マイナポータル

2 家族分の医療費情報を取得する場合は、マイナポータルで代理人の登録
事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことで、申告に含めることができるご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得し、申告書に自動入力できます。
代理人の登録方法の詳細はこちから
QRコード
メニュー
代理人
POINT
代理人の登録には、
✓ ご家族の方のマイナンバーカードが必要です。
✓ ご家族自身も事前にマイナポータルの利用者登録が必要です。

3 確定申告書の作成・提出
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、マイナポータル連携を利用すると、自動入力・自動計算で、医療費控除を適用した申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。
申告書の作成・提出はこちから
QRコード
作成コーナー

動画で見る確定申告
マイナポータルの利用者登録をはじめとする事前準備の操作方法やマイナポータル連携を利用して、医療費控除の入力を行う方法などを動画でご案内しています。
詳解はこちから
QRコード
1

マイナポータル連携を使えば、医療費を書き出したり、合計したりする必要がなくなり、便利になりました。



国税庁「令和7年分 確定申告特集 準備編」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

6. (参考) 確定申告漏れに注意が必要な例

不動産の売却や株式の売却などの他にも確定申告が必要な例があります。収入の申告漏れがあると、適正な申告をしていれば、納める必要の無かった税金を納めることになる場合があるので、注意が必要です。

以下に申告漏れの例を紹介しますので、申告時に可能性のある方は、今一度、チェックしてください。
(それぞれ特別控除額などもありますので、必ずしも全て申告が必要なわけではありません)

- ・原稿料や講演料、印税などの収入がある場合
- ・ネット通販や動画配信、アフィリエイト、フリマアプリなどの収入がある場合
- ・太陽光発電設備による売電収入がある場合
- ・暗号資産の取引やFX取引で収入がある場合
- ・為替差益やストックオプション収入がある場合
- ・競馬、競輪などの払戻金の支払がある場合
- ・生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金収入のある場合
- ・金地金の売却収入がある場合
- ・退職金のある場合

など